

国産チキンの安全・健やか宣言 応援サポーター募集要領

令和7年●月●日

「SAFE TABLE STATEMENT～国産チキンの安全・健やか宣言～」(以下「本プロジェクト」という。)の趣旨に賛同し、プロジェクトを盛り上げる応援活動に参加する場合は、募集要領を確認の上、本プロジェクトポータルサイトの申し込みフォームからご登録ください。

なお、応援の対象は「本プロジェクト全体」でも「国産チキンの安全・健やか宣言を行った特定の生産者/食鳥処理事業者」のいずれでも構いません。

1 募集対象

- ✓ 鶏肉料理を提供している飲食店（調理済み冷凍食品を解凍して提供しているのみの店舗は対象外とする。）
- ✓ 肉用鶏または鶏肉を業務として取り扱っている、または関わっている企業・団体
- ✓ 肉用鶏の研究に取り組んでいる学術団体
- ✓ 食中毒問題への関心を持っている消費者団体

2 参加の要件

「1 募集対象」のいずれかに該当し、以下の①～④すべての項目を満たすことが必要です。

- ① 「国産チキンの安全・健やか宣言プロジェクト規約」に同意すること
- ② 鶏肉を美味しく食べるためには十分な加熱が重要であると十分に理解していること
- ③ 政治団体、宗教法人及び反社会的勢力ではないこと
- ④ 送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、本プロジェクト事務局（以下「事務局」という。）との間で連絡可能であり、円滑な意思疎通が行えること

3 活動内容

本プロジェクトを盛り上げる応援活動は任意での実施となります。

以下に想定される応援活動を記載しましたが、できる範囲での実施をお願いいたします。また、ここに記載のない応援活動も歓迎いたします。

① 優先取引

「国産チキンの安全・健やか宣言」を行った生産農場・食鳥処理場の製品を優先的に取引すること。また、取引先が宣言を行った場合、それを評価し、付加価値として認定すること。

② SNSでの情報発信

本プロジェクトに応援サポーターとして参加していることを是非自社SNS等で発信してください。また、カンピロバクターを含む食中毒菌対策の積極的な情報発信や生食の注意喚起も是非発信してください。

③ 取組活動紹介の記事投稿

noteを利用されている場合、ハッシュタグを活用し、本プロジェクトを盛り上げる記事の投稿をお待ちしております。

④ プロジェクトロゴマークの掲示

SNSへの投稿、店頭でのポップやポスター等の掲示物に、本プロジェクトのロゴマークをご利用ください。ロゴマークの利用に際しては、「「SAFE TABLE STATEMENT」ロゴマーク利用規約」をご確認ください。

⑤ 消費者への啓発活動

店頭等での消費者向けの啓発ポスターの掲示にご協力ください。

4 参加の登録

- ① 本プロジェクトポータルサイトの申し込みフォームに、企業名/団体名、担当者氏名、住所、連絡先等を入力し、申請してください。
※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。なお、申し込みフォームで[公開]がついている箇所については、本プロジェクトポータルサイトで公開する項目となりますので、公開することについて同意していただく必要があります。
- ② 参加お申し込みを受け付けると、申し込みフォームに記入していただいたメールアドレスあてに「contact@safe-table-statement.jp」から受付確認メールが自動送信されますので、ドメイン「@safe-table-statement.jp」からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします。（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください。）
入力内容に不備が見受けられた場合、内容確認のメールをお送りすることがありますのでご了承ください。
- ③ 参加お申し込みから概ね1か月以内に、本プロジェクトポータルサイトに応援サポーターとして掲載します。

5 参加期間

本プロジェクトポータルサイトに応援サポーターとして掲載されると、脱退のお申し出が無い限りは、本プロジェクト終了まで、応援サポーターとして掲載し続けます。

また、事務局からの連絡に応答が無い場合、応援サポーターの掲載を終了する場合がありますので、予めご了承ください。

6 調査等への協力

本プロジェクトポータルサイトの活用方法や優良事例等について、アンケート調査を行う際はご協力ください。また、啓発ポスター等の資料を送付させていただく場合がございます。

7 注意事項

次に該当する行為を行った場合には、応援サポーターから除外させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- ① 「国産チキンの安全・健やか宣言プロジェクト規約」に反する行為
- ② 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- ③ 本プロジェクトの他の参加者、事務局又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- ④ 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為
- ⑤ その他、事務局が、プロジェクトの趣旨に照らして不適切と判断した行為

(以上)